

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成28年1月29日

香川県監査委員 林 熱
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 病院局
2 監査対象年度 平成26年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 床頭台等の設置料について、納入通知書を発行しておらず、徴収ができていなかった。（中央病院）</p> <p>(イ) 県が收受する公開講座参加費について、領収書の日付を誤って記載しているものがあった。（県立病院課）</p> <p>イ 手当について</p> <p>(ア) 有害物等取扱手当について、従事していない日に誤って支給しているものがあった。（白鳥病院）</p> <p>(イ) 週休日の振替日に勤務した場合において、超過勤務処理を誤っているものがあった。（県立病院課）</p> <p>ウ 契約について</p> <p>床頭台等の設置について、プロポーザル方式により業者を選定した後に仕様の一部を変更しており、設置料も減額変更していた。プロポーザル方式による公募に当たっては、あらかじめ十分に検討した上で仕様等</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 納入通知書を発行した上で、平成27年8月31日に徴収した。今後は、年度当初に行政財産目的外使用料を徴収する際に併せて徴収を行う。</p> <p>(イ) 今後は、領収書発行時に日付等記載内容の確認を徹底する。</p> <p>イ 手当について</p> <p>(ア) 平成27年7月支給手当の減額調整により返納を受けた。今後は、手当申請時に十分確認を行うとともに、月末にも個人実績簿での再確認を行う。</p> <p>(イ) 超過勤務手当を再計算し、必要となった追給・返納を平成27年7月に実施した。今後は、超過勤務手当支給時に、複数職員によるチェックを行う。</p> <p>ウ 契約について</p> <p>プロポーザル方式等で公募及び業者選定をする場合において、仕様等を院内で十分検討した上で公募することとする。</p>

<p>を決定しておく必要がある。 (中央病院)</p> <p>エ 財産について</p> <p>(ア) 固定資産の更新を行ったとき、廃棄等をした旧資産の除却処理をしていないものがあった。 (丸亀病院)</p> <p>(イ) 固定資産の廃棄について、病院長による決定ができていなかつた。 (丸亀病院)</p> <p>(ウ) 行政財産の使用許可に係る管理諸経費について、対象となる物品の数量を誤って多く積算していいため、過大に徴収していた。 (中央病院)</p> <p>(エ) 固定資産である器械備品について、減価償却の処理が誤っているものがあった。 (中央病院)</p>	<p>エ 財産について</p> <p>(ア) 平成27年7月23日付けで病院事業管理者宛て固定資産の処分について申請を行い、同月29日付けて承認を得た。</p> <p>(イ) 監査後直ちに病院長の決裁処理を行った。今後は、複数職員によるチェックを行う。</p> <p>(ウ) 平成27年8月14日付けで返還した。</p> <p>(エ) 平成27年9月30日付けで減価償却額及び償却累計額を修正した。今後は、誤りのないよう職員による二重チェックを行う。</p>
--	--